

高松市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告および意見を、同条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

平成25年2月20日

高松市監査委員 吉田正己
同 山下稔
同 妻鹿常男
同 西岡章夫

平成24年度定期監査結果報告等について

第1 健康福祉局定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成23年度および平成24年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対		象	期 間
部 局		事 務	
健 康 福 祉 局	健 康 福 祉 総 務 課	平成23年度および	平成24年10月26 日から平成25年1月 15日まで
	介 護 保 険 課	平成24年4月1日	
	国保・高齢者医療課	から同年10月25	
	障 が い 福 祉 課	日までの行政事務の	
	長 寿 福 祉 課	執行および財務に関	
	生 活 福 祉 課	する事務の執行	
	子 育 て 支 援 課 (こども女性相談室)		

(こども未来館整備室) こども家庭課 こども園運営課 保健対策課 (感染症対策室) (地域医療対策室) 生活衛生課 保健センター 地域包括支援センター		
---	--	--

(2) 監査の方法

平成23年度および平成24年度の行政事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）および第15項（組織および運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部局から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 発注簿（物品購入用）の事務処理を適正にすべきもの

発注簿等財務処理要領第6項に規定する発注簿（物品購入用）には、発注日等を正しく記入しなければならないが、健康福祉総務課の造花リボン、生活福祉課のホームレス緊急支援物資（食料品）、こども家庭課のレターケース、保健対策課のゴム印および保健センターのパネルフレームについては、発注日等の記載がないものや、誤った事務処理がされているものとなっているので、今後、同種の発注を行う場合には、同項の規定により適正に事務処理されたい。

（健康福祉総務課，生活福祉課，こども家庭課，保健対策課，保健センター）

イ 業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの

平成24年2月1日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて（通知）」により、業務委託については、適正な労働条件の確保の観点から、その仕様書に労働関係法規の遵守および適正な雇用条件の確保についての事項を加えなければならないが、子育て支援課の平成24年度児童厚生施設消防用設備保守点検業務委託契約および地域包括支援センターの平成24年度長寿はつらつ健診記録票データ入力における業務委託契約の仕様書には、これらの事項が盛り込まれておらず、また、長寿福祉課の平成24年度朝日児童公園いこいの家ほか1か所浄化槽保守点検業務委託の仕様書には、新たに記載する事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な仕様書を作成されたい。

（長寿福祉課，子育て支援課，地域包括支援センター）

ウ 見積徴取伺決裁に係る事務処理を適正にすべきもの

平成23年2月28日付け高契号外財務部長，会計管理者通知「執行伺，契約事務等の取扱いについて（通知）」により，指名競争入札または随意契約に係る執行伺・指名通知等における履行保証についての規定例が示されているが，障がい福祉課の平成24年度地域活動支援センターI型事業の実施および委託契約の協議に係る執行伺決裁，生活福祉課の平成24年度行旅死亡人等葬祭等委託の実施に伴う見積徴取伺決裁および保健対策課の高松市保健所立体駐車場

保守点検業務委託に伴う見積徴取伺決裁には、履行保証に関して従前の表記となっているので、今後、同種の伺決裁を起案する場合には、適正に事務処理されたい。

(障がい福祉課，生活福祉課，保健対策課)

エ 業務委託契約の検収に係る事務処理を適正にすべきもの

高松市契約規則第30条第2項の規定では、検収員は、物件の買入れその他の契約についてその給付が完了したときは、契約書その他の関係書類に基づいて、当該給付の内容および数量について検収を行わなければならないとし、同条第5項の規定では、検収員は、検収をしたときは、検収調書を作成し、市長に提出しなければならないとしているが、平成23年度高松市民生委員児童委員県外研修派遣等事業業務委託契約については、検収調書が作成されておらず、受託者から提出された事業実施報告書に記載漏れがあるなど、その履行に係る検収が行われたことが確認できなかったため、今後、同様の契約を締結した場合には、契約業務の履行後に適正な検収を行われたい。

(健康福祉総務課)

オ 過年度調定に係る還付金等の取扱いを適正にすべきもの

地方自治法施行令第165条の7および第165条の8の規定により、過年度調定に係る過誤納金を出納閉鎖後に払い戻すときは、現年度の歳出からこれを行わなければならないが、資金前渡を受けた歳入から還付しているものが見受けられたため、今後は、これらの規定により適正に事務処理されたい。

(介護保険課)

カ 執行同等の事務処理を適正にすべきもの

平成23年度高松市母子福祉資金等利子補給金の支出については、支出命令書の起票日が平成24年3月31日となっているにもかかわらず、執行伺の施行日および支出負担行為伺の決裁日が支出命令書の起票日以後の日付となっているため、今後は、適正に事務処理されたい。

(障がい福祉課)

キ 委託料の支払事務を適正にすべきもの

高松市軽度生活援助事業要綱第12条では、委託先は援助員の毎月月の活動状況を援助実施記録簿等により翌月の10日までに市長に報告するものとなっているにもかかわらず、当該期日を超過し、追加分として提出されたこれらの書類を受け付け、委託料を支払っているものが見受けられたので、今後は、同要綱の規定により適正に事務処理されたい。

(長寿福祉課)

ク 業務委託契約の個人情報の取扱いを適正にすべきもの

平成24年度はら病後児保育室職員の検便業務の委託については、個人情報を取り扱う事務が含まれているにもかかわらず、その契約書には、秘密保持および受託者の個人情報保護に関する条項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、「個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」に基づき、個人情報が適正に取り扱われるよう、契約条項を改められたい。

(子育て支援課)

ケ 発注簿等の確認に係る審査出納員の事務処理を適正にすべきもの

高松市出納員規則第2条第4項では、会計管理者は、主管の長を審査出納員とし、支出負担行為の確認のうち所管事務に係る発注簿等の確認の事務を委任するとしているが、発注簿に記載している兼命令処理日と実際の兼命令の起票日が合致していないものや、決裁を受けていないまま執行しているもの、管理台帳と発注簿の記載内容が合致していないものが見受けられたので、今後は、発注簿等の確認に係る審査出納員としての事務処理を適正に行われたい。

(こども園運営課)

コ 歳出予算(手数料)の執行伺を適正にすべきもの

100万円を超える役務費(手数料)に係る執行伺決裁については、

高松市文書規程第16条および別表第2第3項の規定により、財政課審査を受けなければならないが、平成24年度高松市立保育所職員等の検便手数料単価契約の締結に係る執行伺については、財政課審査のないまま事務処理されているので、今後、同様の執行伺決裁を受ける場合には、同規定により、適正に事務処理されたい。

(こども園運営課)

サ 発注簿（工事用）の事務処理を適正にすべきもの

発注簿に係る事務処理については、発注簿等財務処理要領に基づき、定期的に管理台帳の記載内容に不備や処理に遅滞がないこと等を点検し、これに関する発注簿等の主要記載事項と照合しなければならないが、平成24年9月21日起案の駐車場レジスタープリンター部修繕の発注簿（工事用）に係る現場検査（確認）日等の記載において、工事に伴う現場検査検収日を記載すべきところ、工事発注日以前の日付が記載されているなど、発注簿等に係る財務処理が適正に行われていないので、今後は同処理要領の規定に基づき、発注簿等および管理台帳の的確な運用を行うとともに、適正に事務処理されたい。

(保健対策課)

シ 指定管理業務に係る検収を適正にすべきもの

高松市契約規則第30条第2項の規定では、検収員は、物件の買入れその他の契約についてその給付が完了したときは、契約書その他の関係書類に基づいて、当該給付の内容および数量について検収を行わなければならないとし、同条第5項の規定では、検収員は、検収をしたときは、検収調書を作成し、市長に提出しなければならないとしているが、平成23年度高松市夜間急病診療所指定管理業務については、検収員を任命しておらず、指定管理者から事業実績報告書が提出された際に、その履行に係る検収調書を作成していないので、今後は、検収員の任命手続を行うとともに、指定管理業務の履行後に適正な検収を行われたい。

(保健対策課地域医療対策室)

ス 単価契約に係る執行伺を適正に作成すべきもの

文書法制事務の手引の第2章第2節第7項では、単価契約に係るものは、実施・見積徴取決裁と単価契約締結決裁の両決裁をもって執行伺とする旨規定されているが、平成24年度食肉衛生検査所から排出する不燃ゴミ（産業廃棄物）・感染性廃棄物（特別管理産業廃棄物）の収集・運搬および処分業務に係る執行伺については、実施・見積徴取決裁を作成しておらず、単価契約締結決裁のみ作成し、支出時の関連文書としているので、今後、同種の契約を締結する場合には、適正に事務処理されたい。

（生活衛生課）

2 監査の結果に付する監査委員の意見

（1）高松市ホームレス自立支援について

都市公園，河川，道路駅舎その他の施設を故なく起居の場とし，生活を営んでいる者に対する緊急支援事業として，高松市ホームレス自立支援実施要領第4条には，支給できる援助物資等が定められているが，同要領に明記されている援助物資以外を支給しているものが見受けられたので，今後は，同要領の改定を検討するなど，支給を受ける対象者の実情に即した支援に努められたい。

（生活福祉課）

（2）予定価格の算定について

在宅当番医制事業は，従来補助事業であったことから，補助金の基準額により委託料の予定価格を算定しているが，同基準額は予定価格の算定根拠として現状を反映していないおそれがあることから，今後は，算定根拠を明確にした上で予定価格を定めるとともに，受託者から見積徴取を行い，契約金額の適正性・妥当性を検証されたい。

（保健対策課地域医療対策室）